

研究員等

1. 名誉教授・名誉技官

学術上又は共同研究を推進する上で、特に功績のあった教授等に生理学研究所名誉教授の称号を授与している。

また、生理学研究所として、技術に関する専門的業務を推進する上で、特に功績のあった技術職員に生理学研究所名誉技官の称号を授与している。

2. 来訪研究員

国または国に準じた機関の制度により機構に招へいされる研究員並びに生理学研究所の研究業務に必要と認められる研究員及び研究協力等を目的として研究業務に参画することを希望し、受け入れる研究員。

(1) 共同利用研究員

研究所において共同利用及び共同利用実験に従事する研究者。

(2) 特別協力研究員

研究所における研究に協力する研究者。

(3) 共同研究員

「民間等との共同研究契約」等に基づく研究者等。

(4) 内地研究員

内地研究員・私学研修員・専修学校研修員・公立高等専門学校研修員・公立大学研修員・教員研修センター研修員及び中国医学研修生。

(5) 受託研究員

研究所において研究の指導を受ける民間等の現職技術者及び研究者。

(6) 特別研究員

日本学術振興会の特別研究員制度により研究所に受入れる研究者。

(7) 外国人研究員

日本学術振興会の外国人特別研究員制度及び学術交流協定等に基づく外国人の研究者。

(8) 派遣研究員

「労働者派遣事業の適切な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備に関する法律」（昭和60年法律第88号）により、機構と派遣会社が契約を結ぶことによって受入れる研究者。

(9) 特別訪問研究員

他機関の経費等により雇用された研究員で、研究所長が受入れを適当と認める研究者。

(10) 招へい研究員

研究所の研究部門等が、運営費交付金等を用いて招へいする研究員。

3. 特任教授、特任准教授、特任助教

本研究所の運営上特に必要な研究教育の職務に従事する優れた能力を有する特定契約職員（専門研究職員）。

4. 研究員

科学研究費補助金等による研究をより一層推進するため、当該研究の職務に従事する短時間契約職員（研究員）および特定契約職員（専門研究職員）。

5. 生理学研究員

本研究所における研究を発展推進するため、当該研究の職務に従事する短時間契約職員（研究員）および特定契約職員（専門研究職員）。なお、短時間契約職員（研究員）のうち、高度な研究能力を持つ若手研究者に対し、非常勤研究員の名称が付与される。

6. 大学院学生

(1) 総合研究大学院大学大学院学生

学問分野の枠を越えた独創的、国際的な学術研究の推進や先導的学問分野の開拓を担う研究者を養成するため、先端的な研究を行い、共同研究の推進に中心的な役割を果たしている生理学研究所に生理学専攻を設置し、これにより受入れを行なっている大学院学生。

(2) 特別共同利用研究員

国、公、私立大学の要請に応じて、大学院協力の一環として受け入れる大学院学生で研究指導を受けるために受入れる大学院学生。